

「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する
共同研究報告」の改正について

常任理事・会計委員会委員長 横瀬 元治

日本監査役協会は、日本公認会計士協会（監査・保証実務委員会）と共同で公表した「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」（平成21年2月17日改正）について見直しを行い、平成21年7月9日付けで「「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」の改正について」を公表しましたのでお知らせいたします。

今回の改正は、本年4月1日に「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年法務省令第7号）が施行されたことに対応したものであります。

以 上